

令和2年1月22日

東日本大震災復興加速化本部

本部長 額賀 福志郎 様

東日本大震災からの復旧・復興に関する  
要 望 書

宮城県市長会 会長 大崎市長 伊藤 康志

東日本大震災から8年10ヶ月が経過し、県内被災各市では、国をはじめ、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興のまちづくりに向け着実に歩みが進んでおります。

復興・創生期間の満了まで残り1年3ヶ月を切る中、昨年12月20日に、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定されました。

復興庁の設置期限を10年延長し、専任閣僚を置き、復興予算の特別会計・震災復興特別交付税も継続することとなり、被災地の声を汲んでいただいたことに、心から感謝申しあげるところであります。

一方、地震・津波被災地の復興事業支援については、5年の期間が示されておりますが、期間にとらわれることなく、是非とも柔軟な対応をお願いするものであります。

被災自治体において、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組みを一層加速していくために、次の事項について特段の措置を講じていただきますよう要望いたします。

## 記

### 1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、今後とも復興の進捗に応じ、財源を確実に措置すること。また、復興事業の加速化を進めているところであるが、今後はハード事業に加え、移転元地の活用やコミュニティの再生など新たなまちづくりの諸課題への対応が重要となることから、被災規模や地域の実情に応じた復興まちづくりを実現するため、復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等の地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講ずること。

- (2) 復興事業の実施にあたり、震災記憶の風化及び他地域での災害等の影響から、各支援自治体では人員派遣が困難となる状況が見受けられることから、復興を遂げるまでの間、被災市町村への職員派遣や任期付職員の採用に加え、復興支援専門員の配置について必要な措置を講じること。
- (3) 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。よって、国は、自治体が、災害援護資金の支払猶予を適用し、借受人の償還期間を延長した場合には、自治体の国に対する償還期間を延長すること。また、災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、自治体と協議の上、具体的な基準を明示すること。併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について助成を行うとともに、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。
- (4) 復興特区法に基づく、地方税の課税免除等を行った自治体に対する減収補てん措置について、復興・創生期間終了後に生じる減収分も含め、これまでと同様の措置を継続すること。また、令和2年度末までとされている復興特区における税制上の特例措置の期限を、令和3年度以降についても延長すること。
- (5) 災害公営住宅の家賃を一定期間減免する「東日本大震災特別家賃低減事業」及び「災害公営住宅家賃低廉化事業」については、被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保及び被災市町の復興に必要不可欠な事業であることから、復興・創生期間終了後もこれまでの支援水準を維持するとともに国の財政支援を継続すること。
- (6) 地域医療機関への医師派遣や被災地域での健康調査の実施等、これまで東北メディカル・メガバンク機構が被災地域で果たした役割は非常に大きい。各被災地においては、今後も継続した医療支援が必要なことから、令和2年度以降も被災者の健康面での復興に支障をきたさないよう特段の措置を講じること。

## **2. 被災者の生活再建支援等について**

- (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、小中学校全学年の35人以下学級早期実現など弾力的な学級編制が可能となるよう、加配教員の継続した配置及び教育復興加配終了後の特段の措置を図ること。
- (2) 震災によるPTSDを抱える児童・生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。

- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和2年度以降も全額国費による支援を継続すること。
- (4) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに変わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (5) 被災者生活再建支援金について、津波により住家全体が流失・滅失した場合の支援拡充や宅地被害に対する支援の必要性など、さまざまな課題が明らかとなったことから、総合的な制度の見直しを図ること。

### **3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について**

- (1) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、交付申請期間及び運用期間の再延長を行うこと。また、事業完了期限などの課題が生じた場合には、さらなる再延長を含め、復興の状況を踏まえた柔軟な措置を行うこと。
- (2) 農業集落排水事業の廃止に係る農業集落排水施設の撤去及び充填処理等を国費で対応するとともに、廃止に伴い滅失を行う施設について残存する債務の償還を免除する制度の創設を検討すること。
- (3) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、対応施設の早期完成、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (4) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり復興・創生期間終了後の課題であることから、防災集団移転元地の土地利用を推進できる新たな補助制度の創設を検討すること。
- (5) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、被災地への新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

### **4. 原発事故に対する対応について**

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国

が迅速に責任をもって対応すること。また、8,000Bq/kg以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が処理に取り組む場合は、国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。

- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援に止まらず、国の責任において処分すること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分基準を定める省令の早期策定を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 親水空間として多くの市民が利用している河川等の除染対策の方針を早急に示すとともに、適切な措置が講じられるまでは、測定ポイントを河川毎に適切に選定の上、空間放射線量の測定を継続的に実施し公表する等、十分な情報提供を行うこと。
- (5) 福島第一原子力発電所の汚染水対策について、平成25年9月に国が前面に出て汚染水対策を実行していくという基本方針を発表しているが、その後も流出が疑われる事態が判明していることから、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を速やかに実施すること。
- (6) 原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。また、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。
- (7) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけの対策では限界があることから、国・県が主体となり、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を行うこと。さらに、令和元年度、東北農政局主催の鳥獣被害対策会議が被害の大きい県南地域で開催されるなど、新たな取組が始まったが、このような広域連携等による対策が図られるような取組みを積極的に行うこと。
- (8) 30km圏外の地域に対する原子力防災対策の基準や対策の具体的内容を早急に明らかにするとともに、対策実施段階での具体的な手順や方法を提示し、対策に要する費用について十分な財政措置を講じること。特にモニタリングポストの設置等、防護対策のための資機材の整備・維持管理に係る財源措置を講じること。